

報告第10号

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告する。

平成30年9月28提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

## 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び 公営企業における資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

- 1 平成29年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回っております。

### 平成29年度決算に基づく健全化判断比率

(単位:%)

区 分	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
南 風 原 町	—	—	9.6	113.4
早期健全化基準	14.03	19.03	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考 健全化判断比率の実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額がないことを表します。

- 2 平成29年度決算に基づき公営企業における資金不足比率を算定したところ、下表のとおりいずれの会計についても経営健全化基準を下回っております。

### 平成29年度決算に基づく公営企業における資金不足比率

(単位:%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表します。

(参 考)

## 健全化判断比率等の概略

### ①実質赤字比率

一般会計等（一般会計、土地区画整理事業特別会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合における標準財政規模（標準的な一般財源の規模）に対する赤字額の割合を示します。

### ②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、地方公営企業会計の資金過不足額の合計が赤字となった場合における標準財政規模に対する赤字額の割合を示します。

### ③実質公債費比率

標準財政規模に対する「公債費、企業債元利償還金充当の一般会計繰出金などの合計額」の割合（公債費等へ充当される特定財源、地方交付税で措置される部分を除く）を示します。

### ④将来負担比率

標準財政規模に対する「町債残高、一般会計繰出金の充当が見込まれる企業債残高、土地開発公社の負債、第三セクター等への損失補償債務に係る負担見込額などの合計額」の割合（公債費等に充当が見込まれる特定財源、地方交付税措置が見込まれる部分を除く）を示します。

### ⑤資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合を示します。

### ⑥早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上であれば、財政の早期健全化のための財政健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。

### ⑦財政再生基準

財政再生基準以上であれば財政再生計画を策定し、早期健全化計画団体同様に議会議決を受けることが義務づけられるとともに、その計画及び実施状況の国・県への報告義務や地方債の制限、国の勧告を受けることとなります。

### ⑧経営健全化基準

資金不足比率が20.0%以上であれば、公営企業の経営の健全化のための経営健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、その計画及び実施状況を国・県へ報告しなければなりません。



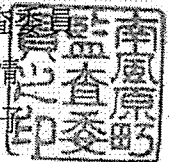
南風原町役場收受 総務課	
第 1064 号	
30.8.29	
処理期限	
分類記号	保存年限

南監第 16-1 号  
平成30年 8月29日

南風原町長 赤嶺正之 殿



南風原町監査委員  
稲福 清  
上原 喜代子



平成29年度財政健全化審査意見、  
平成29年度下水道事業特別会計及び  
農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を審査した結果について、意見書を提出いたします。

# 平成29年度 財政健全化審査意見書

## 1. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

## 2. 審査の期間

平成30年7月20日から8月22日まで審査を行った。

## 3. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

## 4. 審査の方法

各比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を照合、点検並びに所要の事情聴取等を行い、計数の正確性について審査した。

## 5. 審査結果の意見

### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお審査の結果は、次表のとおりである。

健全化判断比率	平成29年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	14.03%	
② 連結実質赤字比率	—	19.03%	
③ 実質公債費比率	9.6%	25.0%	
④ 将来負担比率	113.4%	350.0%	

(注) 実質赤字比率は負の値であるため、算定表においては「—」で表示されている。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成29年度は、実質収支が黒字であり実質赤字比率は発生せず、早期健全化基準を下回っている。

② 連結実質赤字比率について

平成29年度は、連結実質赤字比率が黒字であり連結実質赤字比率は発生せず、早期健全化基準を下回っている。

③ 実質公債費比率について

平成29年度の実質公債費比率は9.6%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率について

平成29年度の将来負担比率は113.4%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

# 平成29年度 下水道事業特別会計及び農業集落排水事業 特別会計経営健全化審査意見書

## 1. 審査の対象

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類

## 2. 審査の期間

平成30年7月20日から8月22日まで審査を行った。

## 3. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

## 4. 審査の方法

資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を照合、点検並びに所要の事情聴取等を行い、計数の正確性について審査した。

## 5. 審査結果の意見

### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお審査の結果は、次表のとおりである。

#### 下水道事業特別会計

	平成29年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

(注) 資金不足が生じてないため「—」で表示されている。

#### 農業集落排水事業特別会計

	平成29年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0%	

(注) 資金不足が生じてないため「—」で表示されている。

### (2) 個別意見

平成29年度の下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の資金不足比率については資金不足比率は発生せず、経営健全化基準を下回っている。

